

長浜市公共下水道等使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

長浜市長

浅見宣義

長浜市条例第29号 長浜市公共下水道等使用料条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道等使用料条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道等使用料条例（平成18年長浜市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。